

ご存知ですか！  
軽減税率は  
**全ての事業者**  
が対象です

平成31年10月1日から  
消費税率が10%に引き上げられます  
同時に、軽減税率制度が導入されます

**消費税への早急な対応が必要です！！**

## 消費税軽減税率説明会

消費税の軽減税率制度は、平成31年10月1日からの消費税率10%への引き上げと同時に実施されます。

軽減税率制度は、飲食料品等の軽減税率対象品目を取り扱う事業者の方だけでなく、**全ての事業者の方に関係のある制度**です。

31年施行日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れであっても、経過措置が適用されるものについては、旧税率（8%）が適用されることとなります。

主な経過措置の概要は、**裏面**をご覧ください。

説明会では、事業者の方に知っておいていただきたい軽減税率制度のポイントに加え、10月1日以後適用する消費税率等に関する経過措置についても事例を踏まえわかりやすくご紹介しますので、この機会に是非ご参加いただき、早目のご準備をして頂きたいと思っております。

- 日時：平成31年2月5日(火)10時30分～12時00分
- 場所：中津川商工会議所 3階会議室
- 講師：中津川税務署 法人課税第一部門 担当官
- 申込：下記申込書にご記入の上、1月29日(火)までに  
中津川商工会議所事務局へFAX(0573-65-2157)等でお申込み下さい。
- 主催：中津川商工会議所・恵那商工会議所・中津川間税会・中津川法人会



中津川商工会議所 行(FAX:0573-65-2157)

### 【消費税軽減税率説明会】参加申込書

2月5日(火)開催

事業所名		担当者名	
所在地		TEL	
参加者氏名		参加者氏名	
参加者氏名		参加者氏名	

※ご記入頂いた情報は、事務局からの各種連絡・情報提供のために利用致します。